

9.2 騒音に係る環境影響評価の結果の概要（その2）

計画検討に当たり講じた環境保全配慮・環境保全措置	予測結果	評価結果	環境保全措置	事後調査及び環境監視															
<p>土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>環境保全配慮 ・飛行経路は集落と集落との間を通過するルートとする。</p>	<p>○航空機騒音 新石垣空港の供用時におけるWECPNLの航空機騒音コンタ一は、大里公民館、宮良公民館、白保公民館、磯辺集会所においては70WECPNLを下回る。</p> <p>○道路交通騒音 飛行場の施設の供用時における道路交通騒音の予測結果は、大里の昼間は66.9～67.8dB(A)、夜間は53.8～54.9dB(A)、三和の昼間は66.5～66.6dB(A)、夜間は51.5～52.6dB(A)、白保の昼間は67.0～67.1dB(A)、夜間は56.8～57.2dB(A)と予測される。</p>	<p>◎環境影響の回避・低減の検討</p> <p>○航空機騒音 事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、航空機騒音は、70WECPNLの範囲内に集落が存在しておらず、事業実施区域周辺の集落に対して航空機騒音による環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。</p> <p>○道路交通騒音 飛行場の施設の供用に伴い発生する道路交通騒音は、騒音に係る環境基準を満足しており、環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境影響は、回避され、又は低減されているものと評価した。</p> <p>◎国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価</p> <p>○航空機騒音 環境基準は離島にある飛行場の周辺地域には適用されないが、「航空機騒音に係る環境基準について」の基準値を航空機騒音に係る環境保全の基準又は目標とする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 532 1527 594"> <thead> <tr> <th>地域の類型</th> <th>環境保全の基準又は目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>70 WECPNL以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>航空機の運航に伴い発生する航空機騒音の影響については、70WECPNLの範囲内に集落が存在しておらず、航空機騒音の影響は事業実施区域及びその周辺に限られており、また、航空機騒音に係る環境保全の基準又は目標を満足していることから、環境保全の基準又は目標との整合は図られているものと評価した。</p> <p>○道路交通騒音 事業実施区域及びその周辺は、騒音に係る環境基準の地域類型の指定はなされていないが、「騒音に係る環境基準の改正について（平成10年9月30日付環大企第257号）」によると、「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）とされていることから、国道及び県道に位置する大里、白保（国道390号）及び三和（県道新川白保線）については、「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準値を道路交通騒音に係る環境保全の基準又は目標とする。</p> <table border="1" data-bbox="1095 873 1671 967"> <thead> <tr> <th colspan="2">地域の区分</th> <th colspan="2">環境保全の基準又は目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">幹線交通を担う道路に近接する空間</td> <td>昼間</td> <td colspan="2">70 デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td colspan="2">65 デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>空港利用車両の走行に伴い発生する道路交通騒音は、道路交通騒音に係る環境保全の基準又は目標を満足していることから、環境保全の基準又は目標との整合は図られているものと評価した。</p>	地域の類型	環境保全の基準又は目標	I	70 WECPNL以下	地域の区分		環境保全の基準又は目標		幹線交通を担う道路に近接する空間	昼間	70 デシベル以下		夜間	65 デシベル以下		<p>事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。</p>	<p>環境保全措置を講じないことから事後調査の必要はないと判断した。</p>
地域の類型	環境保全の基準又は目標																		
I	70 WECPNL以下																		
地域の区分		環境保全の基準又は目標																	
幹線交通を担う道路に近接する空間	昼間	70 デシベル以下																	
	夜間	65 デシベル以下																	